

# 内陸工業都市岡谷市域の農地改革再吟味

山口 源 吾

## はしがき

第二次世界大戦後連合軍が敗戦国日本に課した諸施策のうち、わが国の民主化に大きな効果を挙げたもの一つに農地改革がある。

農地改革とは日本<sup>(1)(2)(3)(4)</sup>で今まで幾世紀にもわたってきた地主制度と小作制度を廃止して農地の所有権を移動し、既墾農地を再配分することであった。それから既に30年の歳月が流れたが、この間に各地域の実施実態やその効果に対する幾多の論文が、各県の農地改革史<sup>(5)</sup>やモノグラフ<sup>(6)(7)(8)(9)(10)(11)</sup>となって現われた。

いま再びその成果を吟味することは、経済生活態様も徐々に変化している今日、当時とは変った現実効果を知り、将来の土地政策の方向予知に価値あることと思われる。内陸工業都市岡谷地域の改革直後の状況はすでに岡谷市史下巻に発表印刷中であるが、市域住民と農地改革に直接関係ある人々への配慮から十分に意を尽くせぬ所があったので、今度は市域の問題としてだけでなく広く全国的視野から再びこれを吟味してみたいと思う。

## I 農地改革の立法と目的——二、三の外国との比較——

わが国の農地改革法はその立法にはアメリカ軍総司令部が主導権を持ち、二次にわたる議院審議の結果、自作農創設特別措置法と農地調整法改正法律として昭和21年10月21日公布されたものである。

農地改革の直接の目的は連合軍にとっては、大日本帝国時代のわが国が富国強

兵を国是とし、耕地面積の不足と農村の貧困を除去するために、ドイツ流の地政学的国家有機体説を論拠に侵略戦争を正当化し、その人的資源を育成した農村の地主と小作農という階層制を壊滅することであり、日本にとっては、昭和12年以來真の農村救済政策として抬頭してきた自作農の創設であった。

第二次大戦後の東南アジアの新興諸国や、ヨーロッパ敗戦諸国でも農地改革が行われたが、各国々の改革の目的や方法は色々で差異があり、日本の農地改革の特性を理解するためには他国との対比研究が必要である。

そこで今までに見聞した若干の国の様子を次に示すことにする。

北ヨーロッパの東部に位しソ連に隣接したスオーミ（フィンランド）<sup>(12)</sup>は第二次大戦後継続的に農地改革を行ない、小作農や農業労働者の自作農化を図った。

農地改革の目的は自国の主要食料の自給と自作農の創設であったが、入植や開墾は1950年に殆んど終了している。

この国の改革目的の一つには、わが国では考慮されなかった他国からの引揚者に対する措置である。敗戦の結果スオーミは現在の東部国境に隣接した東部カレリアをソ連に割譲した。そのためにこの地方に居住していたフィンランド人約40万は難民となって祖国に引揚げた。これ等引揚者に対して国家政府は既存農家の所有する耕地を再配分させた。

引揚者に与えられた土地は広大なタイガの中でも比較的肥沃な湖沼地方から南部の耕地で、ここは気候的にも恵れた所である。

1975年のフィンランドエクスカーションでは、北極圏下のロバニエミから南部のタイガの中に散居する引揚者の牧場や小麦畑が、既存農家に劣らぬ状景を見ることができた。

イタリアの国土は日本と似ていて、山地や丘陵が多く耕地は瘠せている。特に半島の南部は樹木の少ない荒地で土地生産性は極めて低い。農民の比率が日本より多いので、前記の環境から農地の比率は国土面積の52%と高くなるが、その割に貧農の多い国である。

1950年農地改革が行われたが、全国一斉に画一的な法律が施行されたのではな

かった。政府は全国の8地区を選定し、それぞれに公団を設立させて農地改革を  
実行した。

日本から分離独立した台湾<sup>(13)</sup>では民国40年(1951)「公地放領扶植自耕農」が実  
施されて、大日本帝国植民地時代の日本政府や日本人私有の土地が接収配分され  
自耕農(自作農)の増加が計られた。次いで42年(1953)「耕者有其田」で農民  
は今まで耕作していた耕地は所有者の誰であるかを問わず私有することとなり、  
更に45年(1956)「都市平均地権」等が実施され、日本でいう農地改革が実施さ  
れたのである。

農地解放の対象者は公有地を現に耕している農民、雇用農民、耕地不足<sup>でんのう</sup>  
(小作人)と半自耕農(自小作人)や転業して新に農民となる者であった。

しかし台湾山地における農地解放は山地同胞と呼ばれる高砂族に限られ、本島  
人(台湾人)の土地入手は禁止されている。これは山地の少数民族保護のためで  
あった。(1979年高砂族調査の聴取で本島人である霧社の小学校長の談である。)

1979年夏マドリッドから南方のシウダドレアルヘスペインメセタを縦断した時、  
広大な台地の耕地にはブドウ・小麦・オリーブの畑が展開し、その中に点在する  
大地主の大邸宅の外には、農民の群居する集村風景は目に触れなかった。

赤色土壌、乾燥気候等の自然環境もさることながら、この国スペインの農地改  
革(reforma agraria)の停頓が農村景観にも反映しているものと思われた。これ  
はヨーロッパの後進国スペインといわれる一因をなすものである。

1932年第二共和国憲法が制定され、第二共和政府が発足したが、この政府の重  
要課題の一つに農業改革<sup>(14)</sup>(reforma agraria)があった。これは日本の農地改革に  
該当するものである。

王制の倒壊した時、南部の貧農はデモや請願さては土地占領運動で土地の配分  
を要求した。臨時政府は不在地主に対しては直接勧告したりして小作人保護の暫  
定措置をとった。

農業改革法案が国会を通過したのは1932年9月であったが、その適用範囲はス  
페인中部南部に限定され、歴史、民族、言語、風俗の異なる北部には適用され

なかった。

国家の収用対象地は不耕作地主等の大土地所有地でこれは有償であり、その他の王室財産や追放貴族の領地・サンフルホ蜂起加担者の所有地は無償で収用された。収用地は農業労働者・小作人・農民団体に分配されるはずであったが、1933年の総選挙の結果政治情勢は逆転し改革は失敗した。

フランコ政権は1950～60年代に農業の近代化計画を建てたが、この国の前近代的な農地関係に阻まれてその成果は上らなかった。

1975年11月フランコは死亡して王政が復古した。フアン・カルロス一世は祖国の近代化と民主化・内政安定を図っているが、まだ隣国ポルトガルの「バルト法」のような農業改革法案は生れていない。

## Ⅱ 農地改革以前の市域（一市三村）の農民の階層分化の実態

明治6年（1873）の地租改正までは封建的支配層所有の土地以外は、その土地私有権は不明確であった。明治政府は官民有区分を行って山林の大半を官有地としたが、その他の土地の大部分は民有地とした。

しかしこの民有地は旧藩時代の支配層貴族階級や宗教団体の社寺に広大な土地保有を認めたので、大土地所有者と小作人という階層は江戸時代から存続したことになる。

一方大地主層の変換交代はその前年の「地所永代売買禁止の解禁」によって始められている。

岡谷市域においては地主と呼ばれる階層が幕藩時代の名主の家系や商才に長じた農民、特に初期生糸業者の間に育っていた。そして保守的封建的農村部では地主と小作人の階層はその後永く第二次大戦前までも存続していた。

いま旧岡谷市の自作及び小作農家数を戦前の「市勢要覧」から抄録すれば第1表のとおりである。表に明かなように、当時の岡谷市で自己所有の耕地だけで農家経営の可能な者は約4人に1人しかなく、全く他人の土地に依存しなければならない小作人が半数も存在し、なおこれに多少とも他人の耕地に依存しなければ

内陸工業都市岡谷市域の農地改革再吟味

第1表 岡谷市の農家戸数

	自作農	自小作農	小作農	計
昭和 18 年	188	249	391	828
19	226	122	428	776

「岡谷市勢要覧」による。

ならない自小作農を含めると約 3/4 の農家は進歩的温情主義的地主や、時には封建的非温情主義的地主に従属し、収穫の半分以上を物納していた。

終戦当時（S.22年頃）岡谷には自らは耕作しなくて小作に農地を貸付けている者が20人、その貸付面積は10町7反3畝であった。

農地改革実施直前の昭和22年8月1日現在の旧岡谷市と川岸・長地・湊三村の経営耕地広狭別農家数は第2表のとおりである。

この表は旧岡谷市が隣接三村と合併以前のものであるが、全体として我が国の

第2表 岡谷市域の経営耕地広狭別農家数（昭和22年8月1日現在）

地区	耕地							戸数
	<3反	～5反	～1町	～1.5町	～2町	～2.5町	～3町	
岡谷市	626	194	179	13	1	1	0	1,014
川岸村	482	172	150	14	0	0	0	818
長地村	242	163	218	27	1	0	0	651
湊村	265	78	74	15	1	0	0	433

「長野県の農家と耕地」長野県総務部統計課編。昭和22年臨時農業センサスの結果から抄録。

第3表 岡谷市域の農家数（昭和22年）

	専業農家	第一種兼業農家	第二種兼業農家	計
岡谷市	284	392	338	1,014
川岸村	197	359	262	818
長地村	284	250	117	651
湊村	109	209	115	433
計	874	1,208	832	2,914

## 内陸工業都市岡谷市域の農地改革再吟味

農家の算術平均的経営耕地 1 町歩以上の農家は73戸で全農家数の17%に過ぎず、また第3表に示される通り専業農家数は全農家の30%で、八ヶ岳山麓の原村・本郷村に見られるような2町5反以上5町歩にも及ぶ大規模経営者は殆んど無く、経営耕地5反歩以下の者が約半数を占め耕地に対する欲求は大きかった。

終戦前後の食糧危機には小作地の取上げ問題等耕地に対する係争の声が聞かれ、昭和21年正月には今迄の小作料物納が金納制になると伝えられ、土地所有権に対する大改革が目前に迫っていることが感じられた。

### Ⅲ 農地解放

農地改革の内容は、自作農創設・土地所有権の交換分合・小作料の金納・市町村農地委員会の刷新（公選）・諸統制の継続（農地の移動潰廃の統制，農地価格の統制）・耕作権の強化等であるが、そのうち最も農民に関心を持たれたものは自作農創設のための農地解放であった。

#### (1) 農地委員会の構成

農地解放の実施にはまず現地の実状によく通じた農地委員が選出された。そしてその構成する農地委員会が当該地区の農地概況調査から解放農地の決定，売渡し適格者の決定，異議申立の審議，係争調停の仕事に当たった。

市町村の農地委員会は初め地主，自作農，小作農の各階層別代表制をとり，委員数は各層5名ずつを選出し，他に地方長官が任命する中立委員3名を加えて構成することになっていたが，第二次改革の折に階層別代表の比率は小作農5，地主3，自作農2に改正され，小作農の比重を拡大し且つその任務も飛躍的に増大した。

昭和21年12月最初の改正選挙が行われ各市町村の農地委員会が構成された。

#### (2) 農地委員会の活動

農地委員は農地調整法を県主催の講習会で学び，農地解放の任務の重大性を認識すると共に，その実施には小作農に不利にならないように心掛け，法規に忠実に従うことを原則とした。

### 内陸工業都市岡谷地域の農地改革再吟味

解放農地の売買譲渡は「現況主義」に基づき、昭和20年11月23日、第一次農地改革案が初めて各新聞紙上に発表された日を現況日として、各農家の耕作地を土地台帳により一筆調査し、所有者・面積・貸借関係・現在の耕作面積等を確認した。この調査は多大の労力を要し、しかも短期間に完了しなければならないので、各市町村委員会は補助委員20人を依嘱してその活動を補佐せしめた。

そもそも農地は農家の世襲財産であり、流動資産とは異なって愛着が大きく、農地を手離すことは祖先に申訳なく農民の恥とされていた。委員会は解放農地の売買に異議の申出のあるときはその理由を調査して審議、これを否認あるいは容認しなければならなかった。それではどのような土地が買収の対象になったのだろうか。

#### (3) 買収農地

国家政府（農林省）に強制買収される農地として第一に挙げられるものは不在地主の貸付地であった。貸付地のある行政村内に常時居住する者でなければ、家族を郷里において任地から土帰月来する教員・公務員等は不在地主と認定された。

農地改革は旧岡谷市と隣接三村の合併以前に行われたので湖や河一本、小路一つで隣接している村々が、たとえ同一経済圏の市域であっても同一行政村ではないとの理由で、各村に多くの不在地主が生じた。

第二に買収の対象となるのは、在村不耕作地主の貸付地の中の地主の保有限度を越えた部分であった。保有限度は行政地域によって異なるが、最大は北海道の4町歩で長野県は8反歩であった。

第三は在村耕作地主の貸付地で、保有限度を越えた部分である。長野県内では在村地主が自作地と貸付地を持つ場合は合計2町6反歩まで保有が許されるが、例えば自作地1町歩と貸付地2町歩計3町歩を持っているような場合には、貸付地は8反歩しか保有できないから残余の1町2反の貸付地は買収の対象になる。

第四の認定買収される農地は、都府県では自作地が3町歩を越える自作農のうち、自家労働力の不足等で充分な生産力の上らない時は、農地委員会の判定で3町歩以上の農地は解放しなければならない。さらに又自作地でもその自作農以外

内陸工業都市岡谷市域の農地改革再吟味

の者が請負いその他の契約で耕作している農地は、小作契約はないが小作に等しいものであるから認定買収の対象とされた。

認定買収の中で最も認定の困難なものに次の種類があった。法人その他の団体でその耕作が適正でない自作地またはその貸付地。放任された不耕作の農地等がそれである。また地主の保有限度以内の農地で所有者が買収を申告したものも審査の対象となり認定買収に含まれた。

各農地委員会は先に行われた一筆毎の現状農地調査に基づいて、いよいよ農地買収計画に着手した、

買収時期は昭和22年3月31日に始まり23年12月末までに10回定められたが、なお未整理のものはその後も追加され第四次買収にまで及んだ。

いま各村の買収台帳から国の買収計画農地面積を算出すれば第4表のとおりである。

第4表 国家で買収する農地面積

市 村 名	件 数	買収期日	農 地	山 林	原 野	溜 池	宅 地
岡 谷 市	2,603	22. 3. 1	町反畝 歩	反畝 歩	反 歩	畝 歩	坪
		109 0 8.04	9 7.03	22.22	2.16	22,292.65	
川 岸 村	3,166	22. 7. 2	94 4 8.06	—	370.09	8.05	13,700.34
		27. 7. 2					
長 地 村	3,190	22. 7. 2	147 7 4.21	—	187.14	—	11,390.96
		32. 3. 1					
湊 村	1,320	22. 7. 2	41 6 3.01	—	16.04	—	7,336.46
		27. 3. 1					

「農地売渡計画書綴」岡谷市役所資料より作成。

上記の数値は買収完了の予定日よりもさらに後日まで買収が行われ、最終日は25年から27年、長地村では32年3月1日まで及んだので、長野県農地課統計資料の数値とは相当の差異がある。例えば岡谷市は買収台帳での合計は109町歩であるのに県資料では100町歩であり、農地を買収された地主数は在村地主191名、不



在地主119名計310名となっている。また長地農地委員会編の資料<sup>(16)</sup>によれば買収対象の農地面積は114町歩で、不在地主357名、在村地主計49名と406名となっている。次に湊村の買収対象の地主は昭和20年11月13日現在、在村地主40名、不在地主122名計162名である。

#### (4) 解放地主の実態

一市三村は農村長地を除いては工業都市岡谷と半工半農の川岸・半農半漁の湊村で、地形的にもまた職業構成上からも耕地は少なかった。そのため北陸や東北地方に見られるような小大名的地主は存在しなかった。

いま四地区別に地主といわれた人々の解放農地面積を見ると、農村長地では最大の解放地買収の決定を見たのが牛山洋二郎の3町8反7畝22歩である。次いで渡辺元得の3町5反(外に宅地200坪)、岩村俊夫の2町5反4畝、山田力之丞の1町6反6畝、渡辺政方の1町6反、牛山孝の1町5反2畝ほどが大きく、寺社では平福寺の1町4反が目につく。

また長地の不在地主では旧岡谷市在住の矢島志摩助の3町2反、武井篤の1町7反、富士見町の渡辺昭の1町3反7畝、上諏訪在住の土橋春雄の1町3反4畝があり、在村不在村地主合せて1町歩前後の解放地主は10名余を数えることができる。

内陸工業都市岡谷は隣接三村に比して市域が広いので、終戦当時の農地貸付者数は271人と計算されているが、その中には幾つかの営利事業会社が含まれていた。企業会社で解放農地の最大なものは東京発動機株式会社の4町4畝である。

これは将来の工場敷地として集積した横河川右扇の畑地であった。次いで一山力林合名会社の2町4反9畝があり、三益殖産会社の1町9反3畝、ピストンリング株式会社の1町9反2畝、星垣合名会社の1町8反、合名会社尾沢組の1町5反などである。

個人では工場区外の周辺の山麓農村部に多く、今井六郎の8町4反6畝(外に宅地3,936坪)、今井壮の2町8反9畝(外に長地に1町1反1畝)、高橋保次郎の2町6反9畝(外に長地と川岸に5反3畝)、武居哲太郎の2町6反5畝、今井

### 内陸工業都市岡谷地域の農地改革再吟味

俊蔵の2町1反3畝，武井紋二郎の2町1反3畝，今井邦助の2町歩，武井武雄の1町5反6畝のほか，1町歩前後の解放に今井三造，武居光三など数名がある。

戦前の川岸村は半工半農村であったが，住民の生活態様は生糸業に隷属した状態であった。

農地解放では江戸期から里正であり，明治中期には17町歩の大土地所有者であった企業製糸会社の片倉一族が最大である。東京都京橋に本社がある片倉合名社の解放農地は4町4反であるが，同ビルに本社のある片倉工業会社と片倉製糸紡績会社のものを加えると5町9反6畝となる。さらに個人名で解放の片倉勝衛7町2反1畝，片倉五郎2町7反4畝，片倉兼太郎2町5反5畝，中島浩2町3反7畝を加えると，片倉王国の解放は実に20町8反に達し，この地区における偉大な経済的支配力を持っていたことがわかる。

宮沢金三郎は古くからの農家で集積した農地は広く，この地区で個人解放では最大の9町1反9畝である。次いで鮎沢哲雄の4町4反8畝，宮沢勇の4町4反，中島欣三郎の2町8反5畝と大地主が続き，生糸業の宮沢保也も1町5反4畝を解放した。

釜無山断層崖下の諏訪湖岸の路村湊村は耕地が狭く，土地台帳面では雑種地となっている村有地の解放されたものが大きく，その面積は2町9反8畝に及んでいる。

個人の解放農地は山岡伊介の1町歩が最大で，他は3反歩前後が主である。

湊村の不在地主は隣村に多く，諏訪市に41筆，岡谷44筆，川岸3筆，下諏訪2筆，茅野2筆，長地に2筆あり，県内では上伊那郡に9筆，東筑摩郡8筆，小県郡6筆，上高井郡2筆，南佐久郡1筆，塩尻市1筆が数えられ，他県では東京都12筆，神奈川県16筆，宮崎県5筆，埼玉県4筆，静岡県3筆，熊本県3筆，山形県2筆，山口県1筆である。

他府県居住の不在地主には小坂・有賀・花岡姓を名乗る者が多く，殆んどが湊村出身者である。不在地主の中で最大の解放地主は岡谷の牛山金市で，農地3町3反余，宅地806.2坪を解放した。

内陸工業都市岡谷市域の農地改革再吟味

(5) 農地の売渡し

政府は買収農地をそれを買収した時期に耕作していた小作人に売渡すことが規定されている。農地を買受けることが出来る農民は、買受を申し込んだ農民や、自作農として将来精進する見込があると市町村農地委員会で認定した人なら誰でも、転業者でもよかった。

農地委員会は売渡しの対象者を決めると共に、売渡す農地、売渡し時期、対価を決めた売渡し計画書を作って市町村役場で十日間縦覧させた。続いて公聴会が開かれた。公聴会では農地委員会から売渡し方針の説明や経過報告、売渡しに関する法規の説明などがあり、出席した小作人全員は各自が晴れて自作農になれる喜びを噛みしめた。

売渡し適格者には売渡し通知書が交付され、通知書記載の売渡し時期には、その農地の所有権は政府から小作農に移った。こうして一市三村の小作人に解放された農地の総面積は第5表のとおりである。

第5表 一市三村別 農地売渡し計画

市 村 名	計画樹立	田	畑	宅 地	採草地	建 物	売渡し実戸数	
		畝	畝	坪	畝	坪	市内	市外
岡 谷 市	23. 4. 1	5,117.21	530.17	23,467.20	62.13	73.71	979戸	253戸
	25. 7. 2							
川 岸 村	23. 2. 1	3,557.13	5,975.18	13,728.39	363.00	143.05	1,580戸	
	27. 6. 10							
長 地 村	23. 5. 2	10,994.24	8,728.03	27,539.50	374.06	3棟	村内	村外
	27. 9. 20						1,384戸	377戸
湊 村	22. 2. 11	396.16	3,399.28	6,969.67	13.00	坪 231.80	894戸	
	25. 6. 1							

農地委員会資料による。

第5表の農地売渡の面積は前記4表の国家で買収する農地面積とは一致しない。理由は色々であるが、一つには買収面積は当時の土地台帳に記載されていたものの集計で、売渡し面積は地主の台帳一筆分が小作人の何人かに分割されて売渡さ

## 内陸工業都市岡谷市域の農地改革再吟味

れることがあり、売渡分は各人分実測調査したものであるから、台帳面とはしばしば異なることがある。買収面積は台帳面であるのに、売渡面積は実測値であるから両者の間に相当の相異が生じたのは当然であった。

また集計年度によっても売渡し時期に相異があったり、その間に異議申立てなどで取消があったりしたので各々の数値に差異が生じたはずである。

例えば長地村の売渡しを受けた農家の実戸数と面積は、昭和23年12月末現在では584戸と133町5反5畝15歩であるが、27年の集計では197町2反2畝24歩で、売渡台帳の集計151町9反6畝とでは三者異なる数値を示している。また売渡しを受けた農家の実戸数は延実数であり、計画樹立毎にダブル小作農もあって実数の把握は甚だ困難であった。

なお農地の売渡しに付随して行われた宅地・建物等の農業用施設の解放も5表の通りであるが、宅地の解放は意外に大きく、個人として政府の買収に応じた今井六郎の3,363坪や宮沢金三郎の2,134坪、武井武雄の1,056坪のほか、1,000坪前後の宅地地主も各地区で数名が認められる。

### (6) 対価の支払い

小作農に渡された売渡通知書に書かれた農地の対価は、終戦後のものすごいインフレ時代としてはまことに安価なものであった。いま売渡台帳から無作為抽出で数例を挙げれば、岡谷市久根下の畑1畝は40円80銭、長地村片間町の田3畝12歩は313円60銭、川岸村山、田の畑6畝3歩は213円60銭、湊村中垣外の田2畝24歩は216円80銭であった。当時闇米の値段が一升100円であったことを思えば、対価がいかに低廉なものであったかがわかる。

しかも対価の政府への支払期間は30年以内で据置期間が6年とされていたから、前記の対価を24年間に年賦償還すればよく、一年分の償還額は小作料にも当らなかった。もちろん多くの小作農は年賦ではなくて全部を一時に支払った。農地対価が極めて安価であることは小作農にとっては喜ばしいことであるが、強制買収された地主にとっては不服であった。

新憲法では「私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用いることがで

内陸工業都市岡谷市域の農地改革再吟味

きる。」と決められているが、解放農地の対価が借地料（年貢）よりも安い年賦償還で小作農の手に入るとなれば、地主は「これは正当の補償ではない。土地所有権の侵害だ。」といて違憲訴訟まで出るほどであった。

(7) 農地解放の効果

敗戦後の混乱期に、しかも封建的農村で強行された農地改革は、当初の目的である農村の民主化と特に自作農創設とは、目的どおりの大きな効果を挙げた。

いまその実績を、改革前後の自作農対小作農の比率や所有耕地面積の割合から見れば第6表のとおりである。

第6表 岡谷市の農家戸数

A 戦前

年 度	自 作 農	自 小 作 農	小 作 農	計
昭和 18 年	188	249	391	838
19	226	122	428	776

「岡谷市市勢要覧」より。

B 戦後

全 農 家 数	自 作 農	自 小 作 農	小 自 作 農	小 作 農
1,147	467	383	76	221

昭和24年3月1日調査「農地統計調査結果報告—長野県」より。

C 終戦時小作農の農地解放後の現況—昭和24.3.1—

自 作	自 小 作	小 自 作	小 作	計
36	160	40	204	440

出典Bに同じ。

D 耕地貸付者実数と総貸付面積（—岡谷—）計

	< 1 反	~ 3 反	~ 5 反	~ 1 町	~ 1.5町	~ 2 町	~ 3 町	計
昭和 22年	84	81	40	60	4	1	1	人 町 271 116 58.14
24	66	66	31	38	—	—	—	201 35 87.05

内陸工業都市岡谷市域の農地改革再吟味

戦前の旧岡谷市の自作農と小作農の各戸数は、前者約 200 戸に対して純小作農は 400 余戸、昭和18, 19年の平均では全農家戸数に対する各比率は20.2%対51.5%で、農家の半分余が小作農であるのに対し自作農家は約 2 割であった。それが解放の結果は第 6 表 B の如くに小作農は全農家の19%に減少し、純自作農は40%と戦前の 2 倍に増加している。一方耕地貸付地主の数は D 表の如くに271人が201人と約 3/4 に減少し、特に総貸付面積は 116町 5 反 8 畝が35町 8 反 7 畝と解放前の 3 割になっている。

こうして終戦当時、土地なき民といわれた小作農 440名は自作農に 36名、自小作農に 160名、小自作農に 40名の農地所有者となり、従来の小作地で自作地となったものが件数で 382筆、面積で 96町 3 反 5 畝。更に小作地以外で政府から売渡しを受けた田畑が21筆 1 町 5 反ある。

長地村の農地改革以前と以後の自小作別農家戸数及びその変動は第 7, 8 表に示すとおりである。

第 7 表 長地村の自小作別農家戸数

	5反以上貸付	自作	自小作	小自作	小作	計
改革前	49	167	124	181	179	700
改革後	0	295	308	31	59	693

改革前は昭和 22 年 8 月 1 日、改革後は 24 年 3 月 31 日現在、長地村「農地改革誌にかへる」による。

第 8 表 長地村自小作地の変動状況

	自作地		小作地		計
	田	畑	田	畑	
改革前	7,755.21 畝	9,101.04 畝	10,694.24 畝	7,833.27 畝	35,385.16 畝
改革後	15,846.01 畝	14,604.13 畝	2,573.08 畝	2,361.28 畝	25,385.20 畝

改革前は昭和21年、改革後は24年。但し今井・小井川・西堀・湊・下諏訪の出作地を含む。東山町・東町は除く。

内陸工業都市岡谷地域の農地改革再吟味

すなわち改革前の小作農の比率は全戸数の25.6%であったが、純自作農は23.8%であるから多少とも小作している農家は全体の3/4以上である。昭和22年の臨時農業センサスによれば自作地146町歩・小作地136町歩で、村全体の農地の約半分は小作地であった。

さて解放農地は768人の小作者に昭和24年7月までに138町6反2畝28歩を売渡すことになった。その結果自作地は304町5反、小作地は49町3反5畝となり、自作地が解放前より80%増大したのに対し、小作地は73%も激減し更に純小作農は59戸と、全農家のわずか8.5%を占めるだけとなり、反対に自作農家が激増した。

川岸村には江戸期からの地主の外に創業期の生糸企業利潤を基にして大土地所有者となった者もあった。それ等地主の解放した農地は昭和23年から27年までの間の農地売渡計画では95町3反3畝となっている。

この農地は村内外の耕作者に売渡され、解放後の村の経営農地の広狭別農家数の比率に大きな変化をもたらしている。(第9表)

第9表 川岸村の自小作別農家戸数

	自作	自小作	小自作	小作	計
改革前	192	154	178	294	818
改革後	318	331	51	190	890

解放前は昭和22年8月1日の臨時農業センサス、解放後は25年8月1日。農地等解放実績調査による。

第10表 川岸村の自作地・小作地別耕地面積

	自作地		小作地		計
	町	%	町	%	町
改革前	122.5	45.2	148.5	54.8	271.0
改革後	218.3	80.6	52.7	19.4	271.0

改革前昭和20年、改革後昭和25年。

内陸工業都市岡谷市域の農地改革再吟味

川岸村の小作農の全農家に対する比率は改革前は36%であったが、改革後は21%に減少し、耕作小作比率も54.8%から19.4%に下降した。改革後の小作農家190戸のうち一戸を除いてはいずれも3反歩未満の零細経営の第二種兼業農家で、このことは小作農家数の減少とは逆に自作と自小作農の増加を意味する。第11表で自作農と自小作農が合せて全農家の73%を占めることは、全村農家の約3/4が生計の基礎を農業に置いており、自作農創設という目的が大きく達成されたことを証明するものである。(10, 11表参照)

第11表 川岸村の農地改革後の経営広狭別農家戸数

	< 3反	~ 5反	~ 1町	~ 1.5町	~ 2.0町	計
自作農家	175	76	61	6	0	318戸
自小作農家	152	102	72	5	0	331
小自作農家	42	4	5	0	0	51
小作農家	189	1	0	0	0	190

次に湊村をみると、ここは地形上耕地面積に恵まれず、解放農地1町歩を越える地主は1名で、他は3反歩前後である。

第12表 湊村の経営耕地総面積（昭和24年現在）

田		畑		計		総合計
自作地	小作地	自作地	小作地	自作地	小作地	
畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝
2,375.28	442.22	8,388.03	1,904.06	1,076.01	2,346.28	13,110.29

第13表 湊村の経営広狭別農家戸数

	< 3反	~ 5反	~ 1.0町	~ 1.5町	~ 2.0町	計
自作農家	172	26	29	3	1	186戸
自小作農家	84	45	47	4	0	180
小自作農家	25	1	2	0	0	28
小作農家	70	1	0	0	0	71
総戸数						465戸

農地統計調査結果報告—長野県—による。農家 > 1畝歩



内陸工業都市岡谷市域の農地改革再吟味

第14表 湊村の経営耕地広狭別面積（昭和24年3月1日現在）

	田		畑	
	自作地	小作地	自作地	小作地
1反歩未満	14.28	7.08	335.19	337.23
～3反歩	392.17	67.02	2,295.29	568.13
～5反歩	523.15	130.04	1,802.09	337.27
～1町歩	1,173.04	194.17	3,361.13	630.28
～1.5町歩	236.05	42.21	453.15	29.05
～2町歩	35.19	—	139.08	—

第15表 湊村階層別農家数

専業農家	59
兼業農家	347
小作農家	35
計	406

昭和24年

聴取りによれば、第二次世界大戦前における湊村の総耕地面積は約165町歩で、裏山を開墾した桑畑が多く、水田は狭小なので対岸の岡谷市浜地域や長地村・下諏訪町湖岸に出作地を持ち舟で越境耕作をする者が多かった。

一戸当りの平均耕作面積は5～6反歩で、耕地の小作率は30%位であった。農地解放後の耕地の小作率は18%で、純小作農家率は全農家の僅に8.6%に過ぎない。（第15表）

農地改革前には花岡区を中心に1町5反以上の所有者が5戸と1町歩以上の者が5戸あったが、改革後は全部で8人程度になっている。

一市三村の小作農で農地解放の恩恵を受けた者は平均3反歩前後の増反となっているが、中には5反歩前後の解放農地を入手し、自己の既存耕地を合せると一町歩を越える中堅農家となり、模範的営農家となった者も数多くある。岡谷市の増沢M、武井K、笠原K、笠原I、長地村の高木S、川岸村の小松U、中島Kな

どはその例である。

#### Ⅳ 農地改革施行上の疑義と批判

農地改革を契機に岡谷市域には色々な疑義や派生問題が起った。中には後世に批判の対象となる問題も残された。次にその若干について事例を示すことにする。

- (1) 不耕作地主の農地を国家で強制買収することは土地所有権の侵害ではないか。

農地買収計画の立案に続き数次の買収が発表されると、強制買収される解放地主からの異議申立てが続出した。

地方公務員や教員・学生で他市町村に居住し、将来帰村して農業に従事しようとした者でも、自分の所有地が現況主義に基づいて買収が決定すれば取消はできず、将来計画に齟齬を来たす者もあった。

湊村の浜学生や長地村の山田教員の異議申立てはその一例であるが、何れも不完全在村地主として申立ては了承されなかった。

宗教団体の所有する小作地では、信者感情として買収には異議があった。買収計画に加えられた社寺有地の氏子惣代や檀家惣代は村委員会に押しかけ社寺有地の保有を申し出た。長地村では小萩神社・出早雄社・平福寺・八幡社・真秀寺がそれである。

岡谷市西堀区八幡社の氏子惣代は社の所有地は諏訪湖岸の区有埋立地で、区民氏子が社を村社に昇格するために区有財産を分けて寄進したものであり、ここから上る年貢は社の年中行事や例祭等の諸費用には欠くことのできないものであり、また氏子の敬神の表現として寄進したものであるから、是非保有させてほしいと農地委員会の弁明書を添えて県委員会に陳情した。

県委員会からは「神社仏閣の所有地は法人団体の所有地であり、改革法を遵守して例外は許さない。」と却下された。この法の背後には 占領軍マッカーサー司令部の信条があり、「社寺が小作人を持つことは小作地を政治的支配の道具として使用し、信仰の自由を妨げ、小作人を社寺に隷属させ、ひいては民主主義の妨

害となる。」という考えがあったからである。

農地の強制買収に最も強く反対したのは岡谷市の武居権一郎である。彼は土地所有権をローマ法的な独占的・排他的な支配権と考え、農地解放は私権の侵害であるとして昭和32年知事と農林大臣を被告とし長野地方裁判所に農地買収処分無効確認請求を提訴し後取下げたが、同年暮今度は国を被告として東京地方裁判所に土地買収売渡取消請求と土地所有権確認請求を提訴したが、判決前に死亡している。

(2) 非農家の宅地が強制買収の対象となり得るか。

買収令書が農地の所有者に交付されると、令書に記載された時期には農地の所有権は国家に帰属し、当然地主の所有権は消滅する。

こうした折岡谷市下浜の小口Jでは自分の宅地が買収されることを知った。彼は非農家の公務員で、戦前自分の所有する宅地の一部をやはり非農家であるAに貸した。非農家に貸せた宅地が農地解放の対象になるのはなぜかと異議の申立てをした。結果は宅地も解放の対象となって借地人Aに売渡されることになった。

これは自作農創設特別措置法の中に「農地施設等買収」の項目があって、買収農地を利用する場合必要があれば農業用の施設、採草地、宅地、畜舎、倉庫等も、農地を買受ける者が欲しいと請求があり、農地委員会がそれを妥当と認めた場合は政府がこれを買収することができるようになっていた。

小口家が非農家Aに宅地を貸したのは戦前であったが、戦中食糧事情の悪くなった頃Aは他から借地して小作した。農地解放は現況主義に基づくものである。昭和21年11月23日現在、Aは小作農家である。従って法によれば農家経営には当然住宅が必要でありその宅地も欲求される。こうしてAは国家が小口家から強制買収した宅地を売渡して貰うことができた。こうした事例は各村に知られるが、当否の判定は地区農業委員会の審議によるものであり、農業委員会は常に小作人の不利にならぬよう心掛けることを原則としていたからである。

(3) 農地売渡しの例外

政府が強制買収した農地は、その農地を耕作していた小作人に売渡すのが原則

## 内陸工業都市岡谷市域の農地改革再吟味

であった。しかし時には例外も認められた。岡谷市下今井（神明町）の御子柴Kは農地は持つが非農家であった。しかし庭先の小面積の農地を入手することができた。

農地改革の内容には耕作者の農地集中のための交換分合があった。農地委員会の指示によって交換された耕地が、自己の耕作に不適であったり、極めて小面積であるなどの理由で、交換分合地や解放農地の受益権を放棄する者もあった。そうした耕地は委員会の審議を得て有効使用を申出た非農家にも売渡すことができたからである。

### (4) 埋立地と開拓地の取扱い

売渡される農地がもともと強制買収される農地ではない河川敷であったり、雑種地であっても、現況において耕作されている場合には、耕作者の申入れによって政府に強制買収され売渡しの対象農地となることもあった。

湊村の花岡公園下の諏訪湖畔から南部中学校のある権現垣外までの埋立地は、昭和7年着手、12年に完了した天竜川上流改良工事で、諏訪湖の出口から川岸村の観鯉橋まで約4kmを浚渫した土砂によるものである。

この埋立工事は当時近村の失業救済を兼ねて湊村で請負ったもので、当時の村長浜善次は掘さく組合長を兼ね、諏訪湖治水組合から払われる請負費（長野県費支出）は村予算に組入れたので、全村民はこれに直接関心を持つことになった。そしてこのことは後に農地配分に苦心する原因ともなった。

埋立地は農地ではなく河川法上の河川敷であり、初め長野県々有地であったが後に県河川課の処置により湊村に払い下げられた。

時にわが国は統制経済時代に入り、戦時中は食糧も不足勝であったから、この砂礫土壌の荒地を花岡農地組合員に細分貸与した。

農地改革で耕作者は借地の売渡しを要求した。

農地改革では地主の所有地を無条件で耕作者に売渡したのではなく、将来耕作の意志を持っていることは当然であるが、さらに有償の借地でなければならなかった。

## 内陸工業都市岡谷市域の農地改革再吟味

埋立地使用中農地組合員は県と諏訪湖治水組合に借地料坪各一銭づつを支払っていた。そこで花岡の耕作組合員は、それぞれの耕作地を農地として解放された。

村費（村予算の中に埋立費が組入れられている。）をもって埋立てた土地であるから耕作を希望する他区民にも解放せよという小坂区民からの異議はあった。しかし個人では借地料を支払っていないし、現況では耕作者ではないから他区民は無資格者となった。

代償として埋立地 18,000坪のうち 7,000坪を新設中学校の敷地に提供し、残り 11,000坪を約100人の耕作者に解放することでこの埋立地問題は円満に解決した。

農地改革の行われる少し前、終戦時の失業人口の増大や食糧難に対して、政府は未墾地を開拓して失業人口を吸収しまた食糧増産に役立たせようとした。昭和21年1月緊急開拓事業実施要領が制定され、岡谷市域にも二・三の開拓地で開墾が行われた。

岡谷市・塩尻市・筑摩地村の交界地域である塩尻峠南々西の樋沢には19戸が入植し、標高 1,000mの高地に畑地 26町2反を開墾した。乏水地域で水田はなく雑穀・野菜の畑作地域となった。ここは農林省の成功検査に合格、現在14戸の自作農が創設され一戸平均 2haの耕地に高原野菜（レタスを主に）の栽培と、各戸10数頭、最高80頭の酪農経営で安定した農村が成立している。

これに反し湊村西山地域の湖岸とは反対側の南西向き標高840mの沢入りには、有賀・花岡の増反農家10戸が入植、開墾計画は18町歩であった。しかし離脱者が出て農林省の成功検査の結果は5戸が合格、約10町歩が解放された。

しかし母村との連絡は峠越しに不便のため、現在は唯一戸が常住するだけである。成功検査に不合格の土地は農林省に買戻され村に払い下げられて、いま湊村財産区有となり、将来の有効需要を待っている。また常住しない四農家は、将来自作農とならず、買い受けた農地を手離す場合には村財産区の許可を得なければならないと義務づけられている。

### (5) 農民居住地と耕地の地籍変更問題

前述樋沢開拓地は岡谷・塩尻・筑摩地の交界地域であったが、入植者は岡谷の

住民であった。農地改革の折には3行政区に分割せず塩尻・筑摩地分を岡谷市に編入、農地解放が円滑に行われるようにした。

横河川は旧岡谷市と長地村との村境河川のように見えるが、河道が変遷して必ずしも二市村の境界とは一致しないところがある。

農地改革当時、岡谷市民で横河川鉄橋上右岸と上小井川で長地地籍に住む者が20数戸あった。この中の農家は解放農地の買収・売渡しについてはどの村の住民であるかによって受益権に大きな差がついた。

慣例として住民税は岡谷市に地租（昭和25年廃止・市町村税の固定資産税の一部となる）は長地村に納め、選挙権は長地村にあった。当時農地委員であった岡谷市の今井初衛，長地村の藤森政徳等は，農地解放が解放地主と小作者双方とも不利にならぬよう，岡谷市民で長地居住者の宅地分だけでも岡谷地籍に編入しよう計ったが，市村境の変更は困難で実現せず，住民間に受益の差が生じた。

#### (6) 解放農地に対する国家補償問題

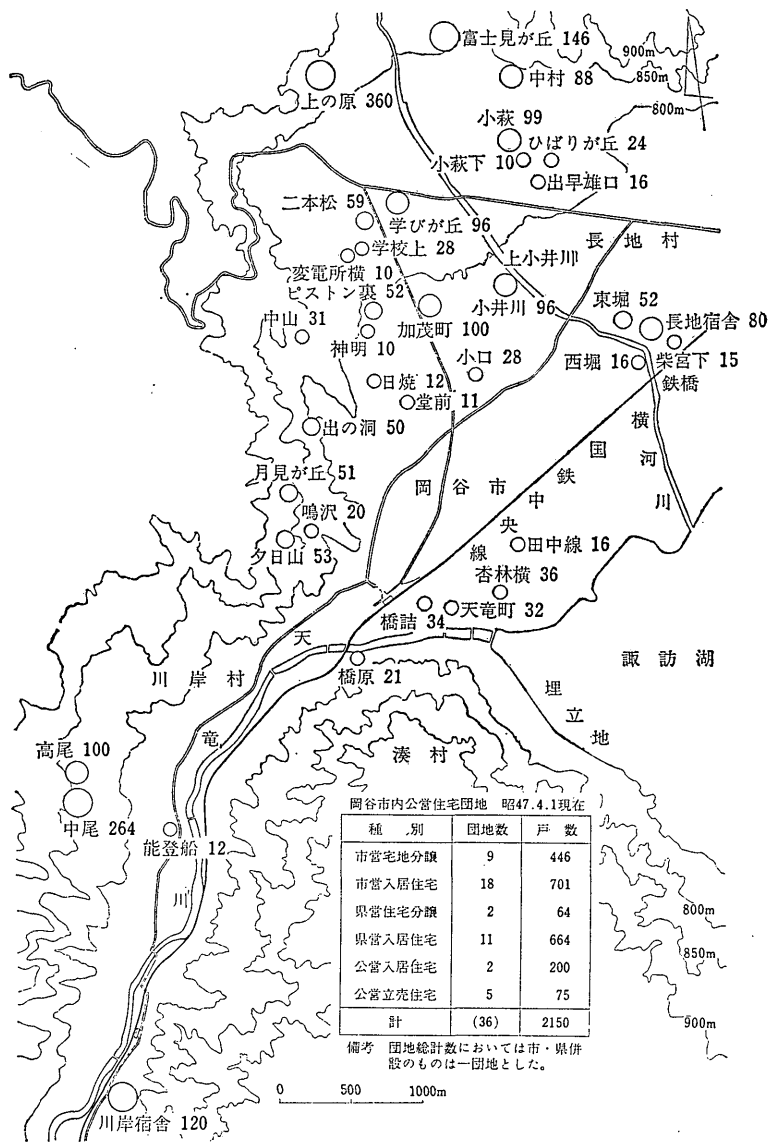
前述の通り解放地主の中には農地解放は憲法違反だとして訴訟まで起した者もあるが，それは強制買収後の地価が戦後の物凄いインフレーションで高騰したからである。そのため農地を実際に譲渡したところには，買収対価は補償に値する正当な価格でないという声が出てきた。

岡谷市域では強固な旧地主団体を結合するような気配は無かったが，全国的には処々にそうした活動がみられた。「全国解放農地補償連合会」の発足などもその現れである。

会の主目的は補償の要求と農地法の根本的修正であったが，会の主力は補償の要求に置かれた。

昭和30年代になると日本経済は次第に復興し，発展していく岡谷市周辺の農地は都市化の波を受けて宅地化し（公営住宅団地分布図参照），かつて強制買収された農地の価格は買収対価の500～1,000倍にもなり，旧小作農の中には農地を地目変更で宅地として売却，莫大な利益を得る者も有った。こうした事から保守系議員の中には補償を政府に働きかける「戦争損害調査委員会」を設けようとする

内陸工業都市岡谷市の農地改革再吟味



岡谷市周辺の都市化 公営住宅団地分布図 (数字は戸数を示す)  
—岡谷市史上巻による—

## 内陸工業都市岡谷市域の農地改革再吟味

動きさえあった。しかし農林省は農地の強制買収が適法であった旨をしばしば声明した。

海外引揚者全国連盟などの活動によって、戦時中海外で財産を失った人々に、政府が国庫債券を交付することになると、同じ敗戦犠牲者である解放地主にも補償があって当然ということから、「日本農地犠牲者連合会」の名の下に、全国的に運動費の拠出が行われ、岡谷市域でも矢島一美などが中心になり、旧地主の拠出に応ずる者が現われた。

昭和40年日本政府は「農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律」を公布し、先に強制買収された地主に買収農地の対価に比例して「農地被買収者国庫債券」を大蔵大臣発行とし、十年無利子で割賦した。

補償要求は連合会では反当り10万円であったが、給付金は反当り約2万円であった。

敗戦犠牲者は引揚者や解放地主だけでは無く、国内の被爆者や戦災者等無数の国民であるから、政党に対する圧力団体にのみ支給するのは、法の公平の原理を欠くものとして多くの批判の声が起ったことも事実である。

### (7) 農地改革に対する批判

農地改革に対する批判は農地を取得した旧小作農よりも農地を強制買収された地主側から多く発せられている。

小作農から自作農になり得た人々は改革を思いもしなかった恩恵と喜び、自作農創設の成功を称えている。また強制買収された地主に対してはやや同情的な見方をしている。これは一市三村に大地主年貢生活者が少なく、苛酷な年貢取立がなかったためと思われる。

一方旧地主は敗戦の結果、この改革は当然来るべきものが来たと考え改革を根本的に否定する者は極めて少なかったが、現況主義に基づいて売買が決定されたことに対しては、より詳細な貸借関係の調査がなされなかった事によって生じたその後の諸問題に対しての批判もある。

例えば買収対価が極端に低廉で、地主で以後の生活設計に苦しむ者が生じたこ



### 内陸工業都市岡谷市域の農地改革再吟味

とや、長地村のX地主のように出征兵士となり一時貸与した小作地が強制買収の対象となって、帰還後農家として自立不能となった者もある。

またこの改革は売渡通知書を交付されても極貧の小作農家で安価な農地さえも買収できない者に対する救済措置がなかったことや、同じく貧農の子沢山で借地料を支払えなかった者には、売渡しがなされなかったことが欠点とされている。

極貧零細農耕者救済のためには解放農地は農林省で保有し、貧しい小作農に耕作させ、将来小作人に購買力が生じた時に取得できるように配慮なさるべきであった。

また不在地主の決定は行政区画を基準としたため、河一筋、道路一本で隔てられた自己の耕地を強制買収された地主は、居住村の遠隔地に農地を保有し、最短距離の耕地を手離さなければならない不都合を、より合理的にするには、強制買収の対象となる耕地の決定に現況宅地と農地の距離を一つの基準とする方法も考慮べきだと主張する者もある。

最後に法の平等と公平主義を原則としたとは言え土地・住民の特異性を考慮せず画一的に施行したことに問題がある。

1950年のイタリアの農地改革<sup>(16)</sup>は日本のような全国一斉の画一的なものではなかった。それは全国の8地区を選定し、それぞれに公団を設立させて農地改革を実行している。その中の一つ、ローマの東北に拡がるマレンマ公団の改革では、強制買収される土地は主として粗放な経営のまま放置されている不在地主のもので、対価は地価と税金と収穫量を基準として算出され、買収方針は年収の多い地主ほど買収率を多くし、土地生産性の低い土地ほどその買収率を高くした。しかし年収3万リラ以下の地主からは買収しなかった。従って日本のように3町歩以上の全地主が土地改革の対象となるような画一性はなかった。

土地の売渡しを受ける者は日雇農業労働者が中心で小作人だけではなかった。しかも自作農となった労働者は10~15haの土地所有者となり得た。そして以上のことは各公団によって差異があるが、その事情は各公団の特異性に順応するものであった。

## 内陸工業都市岡谷市域の農地改革再吟味

単一民族国家となった敗戦後の日本で、少数民族に対する配慮が台湾のようではなかったり、海外引揚者に対して生活確保のために耕地の配分をしたスオーミのような配慮がなかったことを、農地改革が急激で短日月の間に処理されたためと解釈する声は、良好なポリティカルファクターを希求する一般農民の声ではない。

### 参 考 文 献

- (1) Glenn T. Trewartha: Land Reform and Reclamation in Japan. Geogr. Rev. Vol. XI July 1950.
- (2) 大谷省三編：農地改革（農村問題講座第一巻）S. 29.
- (3) R.P. Dore: Land Reform in Japan, 1959.
- (4) 並木・高木・遊見訳：R.P. ドーア著 日本の農地改革 S. 40.
- (5) 長野県農地改革史編纂委員会：長野県農地改革史前史・後史 S. 35.
- (6) 山崎武雄：農地改革による農家の変貌，経済論叢（京大）70-4，S. 27.
- (7) 上田一雄：芸北山村における農地改革の影響，政経論叢（広島大）2-1，S. 27.
- (8) 阿部矢二：農地改革の結果の二三について 立命館経済学 1-5,6，S. 28.
- (9) 上原信博：改革後の農地移動に関する一考察 農林統計調査 4-1. S. 29.
- (10) 近藤康男：農地改革後の日本の農村 農業及園芸 30-1，S. 30.
- (11) 小川浩八郎：農地改革と日本農業構造の変化 経商論叢（中央大学）70，S. 31.
- (12) Sømme, A.: A Geography of NORDEN, 1968.
- (13) 王益滔：台湾土地改革与農業現代化，台湾農業結構變動之研究(系列之二) 1972.
- (14) 斎藤孝編：スペイン・ポルトガル現代史，世界現代史23，S. 54.
- (15) 長地村農地委員会書記局：長地村農地改革誌にかえる
- (16) 谷 泰：牧夫フランチェスコの一日 イタリア中部山村生活誌 NHKブックス 261，S. 51.

次の諸編から統計数値を採録した

- 長野県総務部統計課編：長野県の農家と耕地 一昭和22年8月1日現在一 昭22.  
長野県編：農地統計調査実態報告・昭和24年3月1日 昭24.  
長野県経済部編：長野県農業の実態 一1959年世界農業センサスから見た一 昭25.  
長野県総務部統計課編：世界農業センサス結果報告 1950（基本調査 農家の部）昭27.  
長野県経済部編：長野県における農村人口実態調査 昭28.  
山口源吾：岡谷市の農地改革 岡谷市史下巻 昭56.